

## ○内閣府告示第百二十五号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第八条第一項第二号の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第一号及び第五号の内閣総理大臣が定める基準等（平成二十九年文部科学省・厚生労働省告示第四号）の一部を改正する件を次のように定める。

令和七年九月三十日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改	正	後
	改	正	前

一 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「法」という。）附則第八条第一項第二号の内閣総理大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。  
イ 当該施設の保育従事者について、その員数が乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上であり、かつ、これらの合計数の六割以上が保育士（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下このイにおいて「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下このイにおいて「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者（以下「有資格者」という。）であること。

口 **【略】**  
ハ 当該施設が児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所への移行をしようとしており、かつ、児童の福祉のために必要な保育の水準を確保していること。  
〔二・三 略〕

一 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「法」という。）附則第八条第一項第二号の内閣総理大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。  
イ 当該施設の保育従事者について、その員数が乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上であり、かつ、これらの合計数の六割以上が保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者（以下「有資格者」という。）であること。

口 **【同上】**

ハ 当該施設が児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所への移行をしようとしており、かつ、児童の福祉のために必要な保育の水準を確保していること。  
〔二・三 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則  
この告示は、令和七年十月一日から適用する。